



広域化による効率的な活動の実施

みねにし

ちょう

三根西地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会（佐賀県みやき町）

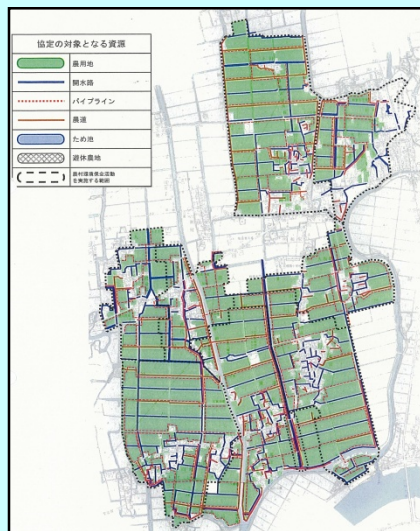
- 平成19年度から農地・水の取組を開始し、当初は8活動組織で取組を実施していたが、地区間の施設の保全・管理について責任分界が曖昧なことが問題となっていた。
- 平成23年度からの施設の長寿命化の取組を契機に、効率的な取組を行うために、組織を広域化。集落間の問題となっていた施設の保全・管理の責任分界を明確にするとともに、施設の長寿命化の取組に関する予算の効率的な配分が可能となった。
- 集落間の調整等について町のサポートを受けることにより、円滑に広域化を進めることができた。

【地区概要】

- ・取組面積 339ha（田324ha、畑15ha）
- ・資源量 開水路 90.1km、農道 24.4km
- ・主な構成員
農業者、自治会、婦人会、
その他24団体
- ・交付金 28百万円（H29）

〔 農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化） 〕

活動組織の広域化



広域化前（8組織）

- | | |
|---------------|--------|
| ①新町農村環境保全会 | 18.9ha |
| ②市武・六田農村環境保全会 | 64.8ha |
| ③大坂間農村環境保全会 | 27.1ha |
| ④直代農村環境保全会 | 22.0ha |
| ⑤続命農村環境保全会 | 23.7ha |
| ⑥東津農村環境保全会 | 51.8ha |
| ⑦松枝農村環境保全会 | 59.0ha |
| ⑧向島農村環境保全会 | 61.2ha |

- 広域化後の各集落の活動内容を決定する調整役として、町がサポートを実施。従来、別々に活動していた8組織がほ場整備を実施している範囲で広域化。
- 広域活動組織での合意形成は、集落内で決定されたものをそれぞれの地区の代表者が持ち寄り、委員会で決定。

広域化の効果



老朽化の著しいクレークの整備



総会の様子

- 以前は、集落間の水路は責任分界が曖昧で、保全管理が不十分であったが、集落間で話し合い、「組織を広域化し、保全管理が不十分である施設について組織内で相談・対応する」ことに対して合意形成を図り、問題を解消。
- 施設の長寿命化については、老朽化の著しい箇所等へ重点配分することにより、効率的な活動が可能となった。